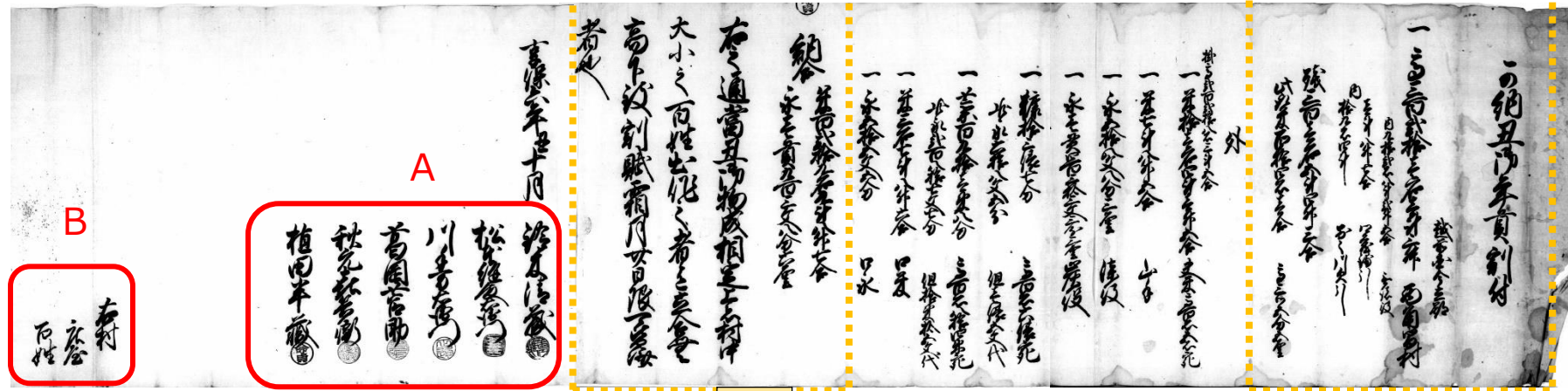


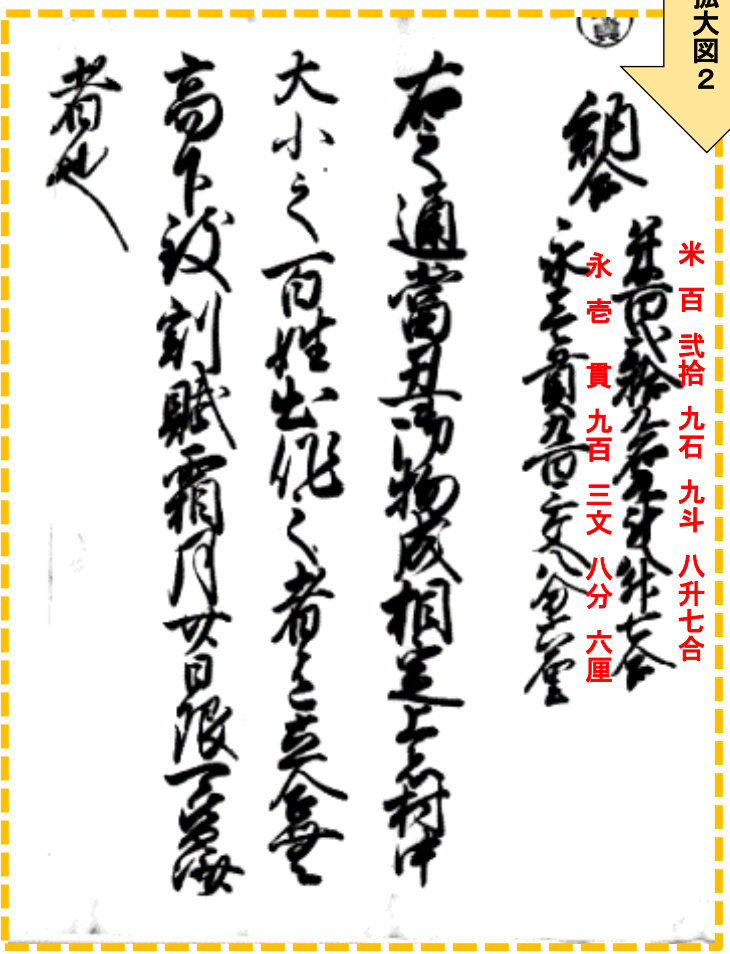
# 年貢割付状 (江戸時代の納税通知書)



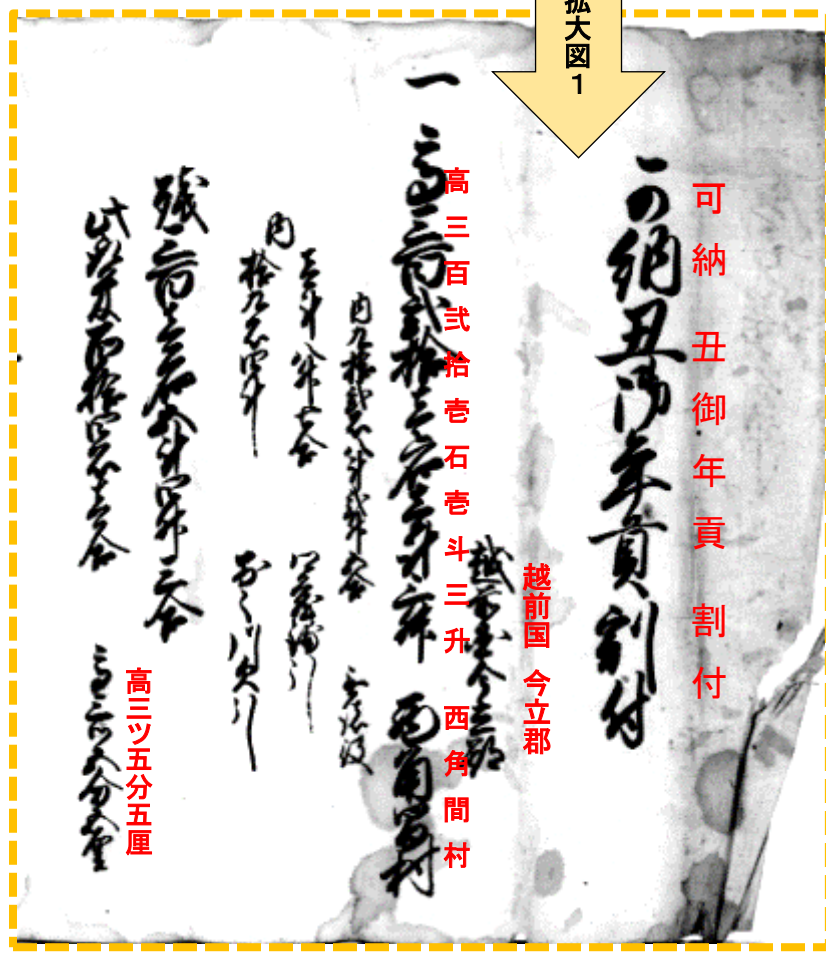
**B**  
納付  
百姓

**A**  
松尾重隆  
川喜多  
高田富助  
秋元松助  
植田半蔵

拡大図2



拡大図1



1721年(享保6)「可納丑御年貢割付」 飯田忠光家文書(当館蔵) [デジタルアーカイブへ](#)

## 解説

「年貢割付状」は江戸時代の納税通知書にあたります。幕府や藩は村を単位に税を課し、村の百姓の連帯責任で年貢の納入を請け負わせる村請制をとっていました。そのため年貢割付状には個人の納入額は記されず、村が納める年貢の総額が記されました。

年貢の種類は田畑・屋敷にかかる本途物成のほか、山野・河川からの収益にかかる小物成、村高に応じて賦課される高掛物などがありました。年貢率は「四公六民」(40%)や五公五民(50%)などといわれますが、実際は時期や藩によって異なりました。年貢率の決め方はその年の作柄を確認して決める検見法と、数年間の収穫を平均して定める定免法があり、ほとんどの領主は年貢の増加をはかるため両方とも試みました。

## 福井とのかかわり・資料の注目ポイント

◆資料を読み取って考えてみましょう。

【全体を見て】

①この文書はAからBに出されたものですが、それぞれどのような立場の人々でしょうか。

【拡大図1を見て】

②この村の村高(米に換算した収穫高)はどれだけでしょうか。

③年貢率は何%でしょうか。

【拡大図2を見て】

④実際には米以外に、あるものを納めることになっていました。それは何でしょうか。

⑤この村の年貢は何月何日までに納めなければならないでしょうか。(※解答は次ページに掲載)

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「可納丑御年貢割付」	飯田忠光家文書（当館蔵） 資料番号 G0013-00095	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 <a href="https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-399525-1-p1">https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-399525-1-p1</a>
福井県文書館月替展示 「年貢の納めどき－誰が？いつ？どこに？－」 令和元年 8月23日（金）～10月23日（水）	福井藩の資料を通して、年貢に関する素朴な疑問を Q&A 形式で紹介。	当館 WEB で公開中。 <a href="https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/20190823AM/20190823AM.html">https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/20190823AM/20190823AM.html</a>

参考文献等

- ・『福井県史 通史編 3』（1994 年、福井県）
- ・『図説 福井県史』（1998 年、福井県）
- ・渡辺尚志『百姓の力－江戸時代から見える日本－』（2015 年、角川ソフィア文庫）

「資料の注目ポイント」解答例

- ① A…藩の役人（年貢を取り立てる立場）  
B…百姓（年貢を納める立場） ※「右村 庄屋 百姓」と書かれています。
- ② 321 石 1 斗 3 升 ※1 石=10 斗、1 斗=10 升。米 1 石の重さは約 150kg です。
- ③ 35.5% ※**拡大図 1** の 8 行目に「高三ツ五分五厘」とあります。
- ④ 銭 ※**拡大図 2** の 1 行目には「米百貳拾九石九斗八升七合」、「永壹貫九百三文八分六厘」とあります。「永」は銭のことを指します。
- ⑤ 11 月 20 日 ※**拡大図 2** の 5～6 行目には「霜月廿日限可皆済者也」とあります。「廿」は二十のことです。